

瀬戸市職員の育児休業に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 0 月 1 日

瀬戸市長 川 本 雅 之

瀬戸市規則第 2 8 号

瀬戸市職員の育児休業に関する規則の一部を改正する規則

瀬戸市職員の育児休業に関する規則（平成 4 年瀬戸市規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（育児休業に係る辞令の交付） 第 8 条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して、辞令を交付しなければならない。ただし、次の各号に規定する育児休業（第 4 号については、引き続いて承認する育児休業に限る。）が当該育児休業に係る子の出生の日から育児休業条例第 3 条の 2 に規定する期間内にあるものである場合にあっては、辞令に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令の交付に<u>代える</u>ことができる。 (1)から(4)まで <省略> （育児休業に伴う任期付採用に係る辞令の交付） 第 9 条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して、辞令を交付しなければならない。ただし、第 3 号に掲げる場合において、辞令の交付によらないことを適当と認めるときは、辞令に代わる文書の交付その他の適当な方法をもって辞令の交付に<u>代える</u>ことができる。	（育児休業に係る辞令の交付） 第 8 条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して、辞令を交付しなければならない。ただし、次の各号に規定する育児休業（第 4 号については、引き続いて承認する育児休業に限る。）が当該育児休業に係る子の出生の日から育児休業条例第 3 条の 2 に規定する期間内にあるものである場合にあっては、辞令に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令の交付に<u>替える</u>ことができる。 (1)から(4)まで <省略> （育児休業に伴う任期付採用に係る辞令の交付） 第 9 条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して、辞令を交付しなければならない。ただし、第 3 号に掲げる場合において、辞令の交付によらないことを適当と認めるときは、辞令に代わる文書の交付その他の適当な方法をもって辞令の交付に<u>替える</u>ことができる。

(1)から(3)まで <省略> (育児短時間勤務等に係る辞令の交付) 第13条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して、辞令を交付しなければならない。 <u>ただし、第1号及び第3号に掲げる場合において、失効し、又は取り消される育児短時間勤務の1週間当たりの勤務時間及び承認に係る期間の末日（当該育児短時間勤務が延長されている場合にあっては、延長された期間の末日）が、引き続き承認される育児短時間勤務の1週間当たりの勤務時間及び期間の末日と同一である場合にあっては、辞令に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令の交付に代えることができる。</u> (1)から(4)まで <省略> (育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の採用に係る辞令の交付) 第14条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して、辞令を交付しなければならない。 ただし、第3号に掲げる場合において、辞令の交付によらないことを適当と認めるときは、辞令に代わる文書の交付その他の適当な方法をもって辞令の交付に<u>代える</u>ことができる。 (1)から(3)まで <省略> (育児休業条例第15条第2号の規則で定める非常勤職員) 第14条の2 育児休業条例第15条第2号の市長が規則で定める非常勤職員は、第3条に掲げるものとする。 (部分休業の承認の<u>請求</u>、第2項申出及び第3項変更の手続等) 第15条 部分休業の承認の<u>請求</u>、<u>育児休業法</u>	(1)から(3)まで <省略> (育児短時間勤務等に係る辞令の交付) 第13条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して、辞令を交付しなければならない。 (1)から(4)まで <省略> (育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の採用に係る辞令の交付) 第14条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して、辞令を交付しなければならない。 ただし、第3号に掲げる場合において、辞令の交付によらないことを適当と認めるときは、辞令に代わる文書の交付その他の適当な方法をもって辞令の交付に<u>替える</u>ことができる。 (1)から(3)まで <省略> (育児休業条例第15条第2号の規則で定める非常勤職員) 第14条の2 育児休業条例第15条第2号の市長が規則で定める非常勤職員は、第3条に掲げる<u>非常勤職員であって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものとする。</u> (部分休業の承認の<u>請求手続等</u>) 第15条 部分休業の承認の請求は、部分休業承
--	--

<u>19条第2項の規定による申出（以下「第2項申出」という。）及び同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）は、部分休業承認請求書により行うものとする。</u>	認請求書により行うものとする。
2 <省略>	2 <省略>
<u>3 任命権者は、第2項申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより第3項変更をしなければ条例第16条の5に規定する子の養育に著しい支障が生じるか否かを判断するため必要があると認めるときは、第3項変更をしようとする職員に対して証明書類の提出を求めることができる。</u>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。